

# Sasanami & Partners

笹浪総合法律事務所



笹浪総合法律事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング4階402号室  
TEL: 03-6213-0511 FAX: 03-6213-0512 MAIL: office@sasanami-law.com  
URL <http://www.sasanami-law.com>

2023 Summer

## No. 14



# ChatGPTを代表例とする 対話型生成AIにかかる法的問題を考える

顧問・東海大学名誉教授 玉巻 弘光



サンフランシスコ所在のOpenAI社が昨年11月末に公開し、その後日本語でのチャットにも対応する「Chat GPT」(Generative Pre-trained Transformer)については、この半年という僅かな期間で人口に膾炙するようになりました。また、他社からも類似のサービスが提供されるようになってきています。しかし、生成AIには、その「回答」作出のプロセスやアルゴリズムに不透明な部分が少なくなく、そのプロセスによっては様々な法的問題や利用方法に関する問題を惹起する可能性が指摘されています。今回はそれらについて、法的観点から簡単に整理してみます。

生成AIはインターネット上その他に存在する膨大かつ多種多様な情報を収集保存するとともに、ユーザーが新たに入力した情報をも蓄積し、それらを素に回答を生成しているとのことですが、このプロセスにおいて個人情報保護法制や著作権等知的財産権保護法制に抵触している部分があるとの指摘があります。

## 1 個人情報の不正取得等

「個人情報」の取得・保存・利活用には我が国のみならず諸外国においても厳しい法規制が加えられており、殊にEUにおいては非常に厳しいルールが定められています。しかし、個人情報の取得等について、OpenAIは当該個人情報の本人の同意を得ているとはいえない状況にあると指摘されています。イタリアの規制当局が3月31日にイタリア国内でのChatGPTの一時的禁止措置(現在は解除)をとったのは、ChatGPTの学習のために膨大な個人情報を違法に収集していた可能性があると判断したためであり、また、我が国においても6月1日に、個人情報保護委員会がOpenAI社に対し、個人の病歴や犯罪歴といった特別な保護が必要とされる「要配慮個人情報」をAIの学習データに利用しないよう求める行政指導を行いました。

ネット上には膨大かつ多種多様な個人情報が流通していますが、それを個人情報取扱事業者が収集利活用等することについては様々な制約が課されています。その制約に服した範囲での個人情報の取得等であれば問題は一応解消されるのですが、そのことの確認が取れない状況にあるといえましょう。

## 2 著作権侵害

著作権に関して、AIが学習するために様々なデータを利用すること、回答として示すことが元データ作成者の著作権等を

侵害してはいないのか、ということが問題になります。殊に画像生成AIにおいて、この問題は顕著です。

我が国の平成30年著作権法改正では、「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」について、制限を解除する規定(第30条の4、殊に第2号)が設けられたため、単にAIに学習させるための著作物の利用は可能になりましたが、アメリカにおける「フェアユース規定」のような規定形式ではなく、限定列举規定であり、また著作権者の利益を「不当に害しない」という不確定概念で限界が定められているため、著作物利用の許容限度が不明確です。政府は本年6月9日の知的財産戦略本部において、許容限度の明確化のための検討をすすめることを決定しました。

例えば、特定の作家の作風に似せた文章をAIに作成させるために、当該作家の作品等を網羅的に収集分析し、当該特定の筆致のエッセイを作成させた場合、著作権侵害になるのか、同じように、例えば、ピカソの作品の画像データから、ピカソ風の絵画を作成させた場合、それは盗作になるのか。著名人の画像からよく似た人物画像を生成したら肖像権侵害になるのか。しかし、このような所作は、生成AIでなくとも、我々自身が、先人の偉業の積み重ねを経て新たな成果を得るという、これまで行ってきた作業手法と、その精度や出来栄えに違いが生ずるとはいえ、共通する手法ともいえるため、権利侵害該当性の判断は難しいのです。

## 3 生成AI利用上注意すべきこと

生成AIは適切に活用出来れば、作業効率の劇的向上が図れる有益なツールです。しかし、不用意な利用は様々なトラブルの原因となることを意識する必要があります。

まず、生成AIは、ユーザーとのチャット等を通じて、AIが予め収集蓄積した膨大なデータから、最も連関する記号としての言語や画像データを抽出・配列し、文章や画像を生成するものですが、その生成過程でユーザーが具体的かつ多数のデータをAIに提供すればするほど、AIの示す回答はユーザーの期待値に近づきます。逆に言うと、ユーザーからのデータ提供なしに期待する具体的回答を生成させることは困難でしょう。そのため、この二律背反の提供過程で、企業機密、個人情報、プライバシー情報等を漏洩してしまう可能性が高まるのです。

更に、AIが解答生成過程で犯した違法行為、例えば著作権侵害責任をユーザーはどこまで問われることとなるのかといった問題もあります。

まだまだ不明確未確定要素の多い生成AIですが、慎重かつ適切に活用することは非常に有益であると考えられます。利活用についてご不明の点は躊躇わずご相談いただければと存じます。



## 熊本総合運輸事件 (令和5年3月10日付最高裁判決) のご紹介 ～「時間外手当」の割増賃金該当性、固定残業代について～

弁護士 山本 裕子

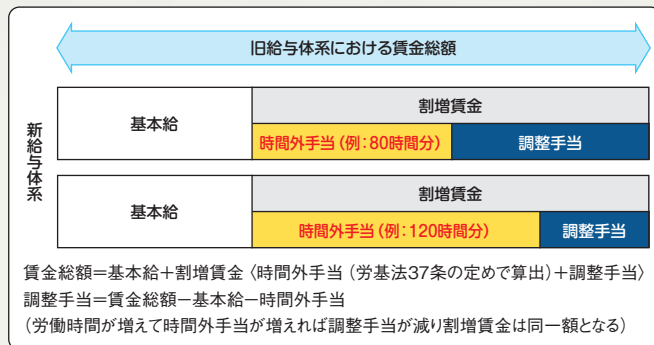


### 1 最高裁判決の内容

#### 1) 事案の概要

運送会社Xは、労働時間に関係なく、日々の業務内容等に応じて月ごとの賃金総額を決定したうえで、その賃金総額から基本給と定額の基本歩合給(「基本給」)を差し引いた額を時間外手当とする賃金体系(「旧給与体系」)を採用していましたが、労働基準監督署からの指導を契機に、新たな賃金体系(「新給与体系」)を採用しました。

新給与体系は、労働時間数に応じた時間外手当(「本件時間外手当」)はあるものの、実質的には、時間外労働時間数にかわりなく、基本給と割増手当が支払われ、賃金総額は旧賃金体系における賃金総額と同額となる仕組みでした。



#### 2) 判決の内容

最高裁は、「労基法37条が時間外労働等を抑制するとともに労働者への補償を実現しようとする趣旨による規定であることを踏まえた上で、当該手当の名称や算定方法だけでなく、当該雇用規定の定める賃金体系全体における当該手当の位置付け等にも留意して検討すべき」であると述べて、本件時間外手当を含む本件割増賃金の支払いを労基法37条の割増賃金の支払いとは認めませんでした。

その理由として、①新給与体系はその実質において、時間外労働等の有無やその多寡と直接関係なく決定される賃金総額を超

えて労働基準法37条の割増賃金が生じないようにすべく名目のみを本件割増賃金に置き換えて支払うことを内容とする賃金体系である②実際の勤務状況に照らして想定し難い程度の長時間の時間外労働等を見込んだ賃金体系となっていること(本件時間外手当の支給額は約170万円、調整手当は約203万円)③本件時間外手当も調整手当も、その中に通常の所定労働時間の対価として支払われるべき賃金が含まれていると解されること、などを挙げています。

### 2 賃金制度について、企業として留意すべきこと

本件は、運送業特有の賃金体系(賃金総額の振分け方式)についての裁判例ですが、一般的な固定残業代制度についても参考になる裁判例です。裁判所は、形式的な手当の名目や区分だけで判断せず、実質的な労基法37条の割増賃金の支払いといえるのかを問題にしました。

固定残業代制度は、基本給と固定残業代が明確に区分され、会社が労働時間管理を怠らず、固定残業代に対応する時間数を超えた場合に差額を支払うこととすれば、有効に機能し、従業員に一定の安定した収入を保証することにもなります。

しかし、設定する固定残業時間数には注意を要します。会社も従業員もその手当が平均的時間外労働の対価だと認識できるようなレベルの設定が望ましいといえます。非効率な時間外労働を抑止する目的で、あるいは、一定額以上の賃金支払を回避する目的で、固定残業代の時間外労働を過大に設定することは、平均的な時間外労働時間を大幅に上回る時間外労働を追加の対価を支払うことなく行わせることを可能にすることになり、労基法37条の趣旨の潜脱とみなされる可能性があります。また、長時間労働の弊害が認知され法律上の上限規制が適用されている昨今、上限規制相当(月80時間など)の固定残業代制度は公序良俗に反し無効とされるリスクもあります。固定残業代制度は、勤務の実態にあわせ、長時間労働を抑制するという労基法37条の趣旨を意識しながら定めるべきでしょう。

固定残業代制度等のご相談については、当事務所にお気軽にお問合せいただきたくお願い申し上げます。